

## 社会福祉法人紀心会役員等の報酬等に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人紀心会（以下「法人」という。）の業務に従事する者の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規則でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、職務執行の対価として支給するものである。

3 旅費は、職務執行に要する経費の弁償として支給するものである。

### (委員報酬)

第3条 役員、評議員及び委員（以下「役員等」という。）の職務執行に対して次の報酬を支払うことができる。

(1) 評議員	年額	10,000 円
(2) 理事長	年額	50,000 円
(3) 理事	年額	30,000 円
(4) 監事	年額	30,000 円
(5) 苦情解決第三者委員	年額	10,000 円
(6) 評議員選任・解任委員	年額	10,000 円

### (理事会、評議員会及び委員会の出席旅費)

第4条 役員等が法人の開催する会議に出席したときは、1回あたり 3,000 円以内の出席旅費を支払うことができる。

### (支払)

第5条 前2条の報酬及び旅費は、年度中の出席状況を集計のうえ翌年度初旬に支払う。

2 報酬の支払は、所得税を源泉徴収したうえで支払う。

### (出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人紀心会旅費規程により旅費を支給することができる。

2 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (支払)

第7条 退任役員等に対する慰労金は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長	在任期間1年につき	50,000 円
(2) 理事及び監事	在任期間1年につき	30,000 円
(3) 評議員	在任期間1年につき	10,000 円
(4) 委員	在任期間1年につき	10,000 円

2 在任期間の計算は、その期間に1年に満たない端数月がある場合、その端数が6ヶ月以上の場合は切り上げ、6ヶ月未満の場合は切り捨てるものとする。

(傷病見舞金)

第8条 役員等が傷病により入院した場合は、10,000円の見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第9条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けた時は、その被害に応じて10,000円以上50,000円以内の見舞金を支給する。

(葬祭金)

第10条 役員等が死亡した時は、次の区分により相続人に葬祭金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

- |            |          |
|------------|----------|
| (1) 理事長    | 100,000円 |
| (2) 理事及び監事 | 50,000円  |
| (3) 評議員    | 30,000円  |
| (4) 委員     | 30,000円  |

(弔意金)

第11条 役員等の親族が死亡した時は、次の区分により弔意金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

- |         |         |
|---------|---------|
| (1) 配偶者 | 30,000円 |
| (2) 父母  | 10,000円 |
| (3) 子   | 30,000円 |

(祝金)

第12条 役員等の受章その他の慶事に際して、10,000円以上30,000円以内の祝金を支給する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日より適用する。